



# 鳥取県公報

令和2年12月11日(金)  
第9259号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の廃止の届出 (635) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (636) (障がい福祉課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (2件) (637・638) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	採石法による採取計画の認可の公表 (639) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (640) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (641) (〃) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (642) (〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (643) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (21) . . . . . 4
	平成31年4月7日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨の一部改正 (22) . . . 4
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (23) . . . . . 5
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) . . . . . 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所及び施術者を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
大草 正美	弓浜整骨院	米子市夜見町2565-6	令和2年10月12日

## 鳥取県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社あみは ま薬局	鳥取市今町一丁目101	ドラッグストアエース興南町薬局	鳥取市興南町39-2	精神通院医療	令和2年12月3日

## 鳥取県告示第637号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字大杉字深谷774の1、777の1、777の2、字ヒヂリ谷778
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第638号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林子定森林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字尾張字荒神ノ前226の4、232の8、字本谷西平383の1、386
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第639号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月11日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
山根 茂	鳥取市河原町山手228	鳥取市用瀬町家奥字中ノ谷奥465-1外14筆（26,517.0平方メートル）	風化花崗岩（39,426立方メートル）	令和2年12月2日から令和5年12月1日まで	令和2年11月30日

**鳥取県告示第640号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社キャリAHナビ	いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	令和2年11月30日	令和2年10月31日	居宅療養管理指導

**鳥取県告示第641号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社キャ リAHナビ	いな薬局	西伯郡大山町 富長749-3	令和2年11月30日	令和2年10月31日	介護予防居宅 療養管理指導

**鳥取県告示第642号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
株 式 会 社 S m i l e あ 一 さ	米子市上福原六 丁目4-3	株式会社Smile あ一さ訪問介護事業 所	米子市福市932	居宅介護、重度訪 問介護	令和2年12 月1日

**鳥取県告示第643号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃止年月日
株式会社さく ら	米子市旗ヶ崎一 丁目1-23	グループホームさくら	米子市両三柳5037	共同生活援助	令和2年11月 30日

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第21号**

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市国府町林業会館	鳥取市国府町中河原68-6

**鳥取県選挙管理委員会告示第22号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成31年4月7日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書について、候補者福住英行の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和2年鳥取県選挙管理委員会告示第4号（平成31年4月7日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附

及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨について)の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨							公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1・2 略							1・2 略						
3 報告書の要旨							3 報告書の要旨						
候補者氏名	福住 英行	所属党派	無所属	期間	2月22日から	第1回分	候補者氏名	福住 英行	所属党派	無所属	期間	2月22日から	第1回分
出納責任者氏名	井上 眞澄				4月22日まで		出納責任者氏名	井上 眞澄				4月22日まで	
収入		円	支出		円		収入		円	支出		円	
主たる寄附			人件費		—		主たる寄附			人件費		—	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		233,760		(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		233,760	
日本共産党鳥取県	政党	1,000,000	選挙事務所費		228,960		日本共産党鳥取県	政党	1,000,000	選挙事務所費		228,960	
委員会			集会会場費		4,800		委員会			集会会場費		4,800	
田村 真弓	団体役員	310,000	通信費		7,152		岩永 安子	市議会議員	300,000	通信費		7,152	
岩永 安子	市議会議員	300,000	交通費		—		田村 真弓	団体役員	300,000	交通費		—	
山内 淳子	団体役員	205,000	印刷費		996,559		山内 淳子	団体役員	200,000	印刷費		996,559	
			広告費		94,500		不明		56,000	広告費		94,500	
			文具費		2,052		不明		31,000	文具費		2,052	
			食糧費		51,517					食糧費		51,517	
その他の寄附	62件	229,777	宿泊費		81,770		その他の寄附	13件	157,777	宿泊費		81,770	
その他の収入		—	雑費		126,056		その他の収入		—	雑費		126,056	
今回計		2,044,777	今回計		1,593,366		今回計		2,044,777	今回計		1,593,366	
前回計		—	前回計		—		前回計		—	前回計		—	
総計		2,044,777	総計		1,593,336		総計		2,044,777	総計		1,593,336	
略							略						

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)附則第15条第2項においてなお従前の例により在任することとされた海区漁業調整委員会の委員に係る令和2年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、409であるので、改正法第1条の規定による改正前の漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項の規定により告示する。

令和2年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
  - 陸上要員(男女)、海上要員(男女)

2 募集期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月22日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

令和3年1月30日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

令和3年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年12月11日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年1月12日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年1月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年1月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

### 3 講習課目

#### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

#### (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

### 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

### 5 講習受講手数料及びその納付方法

#### (1) 講習受講手数料 12,700円

#### (2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

### 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

### 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。